

## 藤沢市中学校給食検討委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 藤沢市立中学校（以下「中学校」という。）に在籍する生徒の食をとりまく現状、中学校給食の現状と方向性その他の中学校給食における食育の課題整理などを行い、さらに今後の中学校給食について検討・協議を行い、具体的な方向性を示すことを目的として、藤沢市中学校給食検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 中学生をとりまく食の現状を資料、現地調査等で十分に検証し、課題や状況を理解し把握すること。
- (2) 中学校の学校給食のあり方について、他市の状況等を調査し、検討・協議を行うこと。
- (3) 調査した内容を十分に審議し、中学校給食のあり方について具体的な方向性を示すこと。
- (4) その他委員長が必要と認めた事項について、調査・検討・協議すること。

### (組織)

第3条 委員会は、別表の委員をもって組織する。

### (委員長及び職務代理)

第4条 委員会に委員長を1名置き、委員がこれを互選する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、必要により委員長が招集する。ただし、この要綱の施行後最初の会議は、教育長が招集する。

- 2 委員会は、委員長を含め委員の3分の2以上の出席により成立する。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(任期)

第6条 委員長及び委員の任期は、令和7年5月30日から令和8年3月31日までとする。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要と認める時は、事案に関係する者を委員会に出席させ、説明を求め、意見を聴く事ができる。

(事務局)

第8条 委員会に関する庶務は、学校給食課が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月30日から施行する。

別表（第3条関係）

選出区分	人数
学識経験者	1人
藤沢市立小中学校校長会	2人
栄養教諭	1人
小中学校教諭	2人
保護者代表	2人